

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項動物指導センター所長専決事項を定める部分第1号ア中「鑑札」を「犬の鑑札」に改め、同号オを次のように改める。

オ 政令第2条の規定による登録の消除、政令第2条の2第1項の規定による登録の変更、同条第2項の規定による引換え鑑札の交付及び新所在地の通知、同条第3項又は省令第16条の6第2項の規定による原簿の送付並びに省令第16条の5の規定による新所在地の通知に関する事。

第13条第4項動物指導センター所長専決事項を定める部分第1号キ中「第6条第2項」の次に「又は第16条の4」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。